

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

前橋市

2 構造改革特別区域の名称

前橋市IT人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

前橋市の全域

4 構造改革特別区域の特性

前橋市は群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約100kmの地点にあり、市域の北部は上毛三山の雄、赤城山の中腹に至り、北から南に向かって緩やかな傾斜となっており、平成16年12月の大胡町、宮城村、粕川村との合併により、面積241.2平方キロメートル、人口約32万人となった北関東の中核都市である。

元来、製糸産業が主産業としてあったが、安政6年の横浜開港と藩主松平氏の奨励により盛んとなり、明治に入って「糸のまち」前橋の名は高まった。明治14年に県庁が置かれ、明治25年県内最初、関東で4番目、全国で41番目に市制を施行した。

現在、行政サービスの効率化、きめ細やかな行政サービスの提供、独自性を活かしたまちづくりの観点から、平成21年度の中核市移行に向け事務を進めている。

平成17年には、県都前橋の再生、元気で楽しい前橋づくりを推進していくことから、都市もそこに住む人もいきいきと輝くことができる社会を築いていくことを目指し、「生命都市いきいき前橋」を本市の将来都市像に掲げ、その具現化のため、次期総合計画である第6次前橋市総合計画の平成20年の策定に向け、着手したところである。

また、地域の情報化と行政の情報化に関するさまざまな施策を、総合的・計画的に取り組むため、平成15年に「前橋市総合情報化推進計画・まえば

し情報しんぷおにいプラン」を策定し、総合情報化の基本理念として、「情報のひびきあうまち まえばし」を掲げ、「住民ニーズにかなったサービスの提供」、「地域活力の醸成によるにぎわいのある地域社会の構築」、「ITを活用した市民の積極的な行政への参加・協働」、「行政事務プロセス改革による戦略的行政経営の実現」を基本方針として、地域情報化とその核となる電子市役所の構築を一体的に推進しているところである。

一方、市立前橋工科大学では、大学間競争の激化、少子化、社会ニーズの変化により将来を見据えた改革が急務となってきたことから、平成19年4月1日より、既設学科である建設工学科、建築学科、情報工学科を見直し、地域特性に配慮した学科として、社会環境工学科、建築学科、生命情報学科、システム生体工学科、生物工学科、総合デザイン工学科に改編し、将来の地域のニーズに対応できる実践的な専門技術者、研究者などの育成を図り、地域産業の新たな進展を先導できる体制としていく予定である。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、経済活動のグローバル化、産業・就業構造の変化や人々のニーズの多様化などから、本市を取り巻く経済環境は大きく変化しており、このような経済環境の変化に対応できる柔軟な企業の創出に向けた支援が必要となっている。

情報処理産業においては、情報処理技術を持った人材確保の要請が高まっており、レベルの高い情報処理技術者の育成・供給が、地域経済の活力向上の観点からも非常に重要になっている。

また、今後も進歩が見込まれる情報処理・通信技術に対応できる専門的知識を持つ人材は、あらゆる分野の産業においても事業活動に不可欠な人材になっている。

こうしたことから、地域における高等教育機関により情報処理技術者の育成を促進することが、地域産業の活性化や雇用確保を実現する観点からも強く求められている。

このため本市では、情報処理技術者としての登竜門でもある「基本情報処理技術者」の午前試験を免除する特例措置を適用し、その取得を促進することで地域の情報化に貢献するIT人材の育成を目指すとともに、雇用の拡大と地域産業の情報化を推進し、企業の活性化を図るものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 資格試験合格率の向上とIT人材の育成

今回の特例措置により、午前試験が免除されることで、午後の実務的試験分野に集中できることから、受験者の負担が大幅に軽減され、その結果、講座を開設する当該専門学校においては、「基本情報技術者試験」における合格率の向上が見込まれる。このため、当該試験においては全国平均の合格率以上（平成18年度秋・全国平均24.2%）を数値目標とする（平成18年度秋・群馬県平均22.8%）。

また、これにより、技術の向上や資格取得を目指す学生が地域外から流入することも予想され、より優秀なIT人材の育成ができると考えている。

(2) 地域産業の活性化、地域雇用の拡大

基本情報技術者試験の合格率の向上により、当該地域内においてIT技術者が数多く輩出されることになり、地域内の中小企業においては、IT技術者の確保や育成が容易となることから、企業内での情報活用能力が向上し、経営システムの合理化・効率化が進み、地域企業の競争力の向上が期待できる。

また、様々な分野における情報化の進展に伴い、企業においてはIT人材が求められていることから、IT技術者の地域雇用の増大が見込まれる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 就職支援及びキャリアアップ

情報化の急速な進展に伴い、企業において即戦力となるIT人材が重要視されている。このため、情報処理分野の資格取得は就職において大変有効であり、特例措置の適用によって基本情報技術者資格の合格者が増加すれば、就職率が向上し、雇用の拡大が期待できる。

また、社会人にとっても、情報処理分野の資格を取得し、高度なIT技術を取得することは、個人のキャリアアップにつながるとともに、企業内における情報化促進のリーダーとなることが期待される。

(2) 人材育成と地域企業の情報化促進

地域におけるIT人材の創出は、地域情報化に携わる人材確保の促進につながるるとともに、企業内に資格取得者が増加することになり、企業の情報化を推進し、戦略的・効率的な経営や競争力向上が可能となる。また、特に中小企業等においては、人材育成に要する経費の削減が期待できる。

8 特定事業の名称

1132(1144、1146)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域住民のITリテラシー向上のための施策

一般市民を対象としたパソコン教室、高齢者向けパソコン教室を実施し、地域住民のITリテラシー向上を図っている。

現在改装工事中(H19年11月開業予定)の旧リヴィン(西友)内に、パソコン教室を開催可能なOARoom及び情報検索コーナーを設置予定であり、ここを拠点として、さらなるITリテラシー向上に努めていくこととしている。

また、全国に先駆けて、小中学校のインターネット接続を完了し、義務教育段階でのIT教育に力を注いでおり、この取り組み(教育情報ネットワーク=MENETの整備)によって、平成13年度地域づくり総務大臣表彰を受賞している。

なお、このMENETの整備は、市民ボランティア(インターネットつなぎ隊)が中核となって実施した。

(2) 地域における専門知識を持ったIT人材育成に向けた取り組み

本市は、市立前橋工科大学に情報工学科を設置し、情報工学の分野において高度な専門知識を持った人材の育成を進めている。

また、平成19年4月からは、この情報工学科を生命情報学科に改編し、コンピュータシステムとインターネットの基礎及びこれらのシステムの統合化や知的処理との融合などについて教育研究を行うこととしている。

(3) 前橋市総合情報化推進計画の推進と見直し

本市では、「情報のひびきあうまち まえばし」、「いつでも・どこでも・だれでも」行政サービスを利用できる社会の実現を目指して、「前橋市総合情報化推進計画 まえばし情報しんぷおにいプラン」を策定し、情報化施策を推進している。

計画では、前述のとおり「住民ニーズにかなったサービスの提供」、「地域活力の醸成によるにぎわいのある地域社会の構築」、「ITを活用した市民の積極的な行政への参加・協働」、「行政事務プロセス改革(BPR)による戦略的行政経営の実現」を4つの基本方針として、以下の具体策を進めている。

【実施済み】「電子申請・届出システム」、「電子入札システム」、「市ホームページの充実」、「地域SNS」、「統合GIS」、「公共施設利用案内システム」ほか

【推進中】 「ブロードバンド空白地域の解消」、「決済基盤の整備」、「文書管理・電子決裁システム」ほか

なお、情報技術の急速な進展と住民への情報化の浸透を踏まえて、平成19年度に情報化計画の見直しを実施することとしている。

(4) 企業の情報化推進

本市では情報化を推進する地域企業に対する融資制度として、中小企業情報化推進支援資金を設け、市内に事業所を持つ中小企業者及び中小企業団体に対し、ITを導入して、生産、販売、流通、一般事務等の経営システムを合理化するために必要な資金を支援している。

別 紙

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、 1 1 4 6)

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 有坂中央学園 中央情報経理専門学校 (群馬県前橋市古市町 1
- 4 9 - 4)

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ (東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 AK ビル)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

基本情報技術者講座 (サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験 2 級併用コース) … 別添履修計画のとおり

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験 (2 級)」を受験し、合格並びに第 1 部科目を合格した者であって、当該講座の 7 0 % 以上の出席率をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、(3) の規定に

より、独立行政法人情報処理推進機構（ P A ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ P A ）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

（ 3 ） 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構（ I P A ）の審査によって認定された問題を使用して実施するものとし、仮に当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構（ I P A ）の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構（ I P A ）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の終了後に 2 回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

また、試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。ただし、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

なお、告示で定めるところにより、適用を受けた事業者は、当該の試験結果に基づいて講座の修了を認めた者の氏名及び生年月日に関する情報を当該民間資格の取得を証する写しと併せて独立行政法人情報処理推進機構（ I P A ）に通知するものとする。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（2級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（2級第1部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目

サーティファイ（情報処理技術者能力認定試験）試験項目		2級
1 情報の基礎理論		
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論		
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語		
計算量と情報量		
2 データ情報とアルゴリズム		
データ構造、アルゴリズムの基礎		
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法		
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率		
3 ハードウェア		
半導体と集積回路		
プロセッサ、動作原理		
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置		
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体		
コンピュータの種類と特徴		
4 基本ソフトウェア		
OSの種類と構成		
プロセス管理、割込み制御		
主記憶管理、仮想記憶		
入出力制御、ジョブ管理		
ファイル管理、障害管理		
ヒューマンインタフェース、日本語処理		
ミドルウェア		
5 システム構成と方式		

	システム構成方式、処理形態	
	システム性能、信頼性	
	応用システム	
6 システム開発と運用		
	プログラム構造、制御構造	
	プログラム言語、言語処理系	
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用	
	開発手法、設計手法、テスト手法	
	開発環境と開発管理	
	システムの環境整備、運用管理	
	システムの保守	
7 ネットワーク技術		
	プロトコルと伝送制御	
	符号化と伝送制御	
	LAN とインターネット	
	電気通信サービス	
	ネットワーク性能	
	伝送媒体、通信装置	
	ネットワークソフト	
8 データベース技術		
	データベースモデル	
	データの分析・正規化	
	データ操作	
	データベース言語、SQL の利用	
	DBMS の機能と特徴	
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）	
	分散データベース	
9 セキュリティ		
	セキュリティ対策	

	インテグリティ対策	
	プライバシー保護	
	可用性・安全対策	
	リスク管理	
	ガイドライン	
10	標準化	
	開発と取引の標準化	
	情報システム基盤の標準化	
	データの標準化	
	標準化組織	
11	情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）	
	情報化戦略（業務改善など）	
	財務会計（会計基準、財務諸表など）	
	管理会計（損益分岐点、原価管理など）	
	IE 分析手法、管理図	
	確率と統計	
	最適化問題、意志決定理論	
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）	
	関連法規（情報通信、知的財産権）	
	関連法規（労働、取引、安全、法律、倫理など）	
12	表現能力	
	発表技術	
	文章の書き方	
	マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報処理技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち、第1号

に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域の IT の人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。